教 育 行 政

1　教育委員会

大分市教育委員会は教育長及び５人の委員で組織する合議制の執行機関である。教育長及び委員は市長が議会の同意を得て任命し、任期は、教育長は３年、委員は４年である。

教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

教育長及び委員は教育委員会会議における審議、市長との協議調整の場である「大分市総合教育会議」における協議、学校訪問、施設の視察などを行う中で、本市教育の振興に努めている。

粟井　明彦　教育長

古賀　精治　委員
（教育長職務代理者）

上杉　美穂子　委員

廣津留　すみれ　委員

岡田　史絵　委員

林　新太郎　委員

（令和７年７月９日現在）

職　　名	氏　　名	就任年月日	現　任　期
教　育　長	粟　井　明　彦	令 6. 4.　1	令 6. 5. 14 ～令 9. 5. 13
委　　員 （教育長職務代理者）	古　賀　精　治	令 6. 4.　1	令 6. 4.　1 ～令10. 3. 31
委　　員	上　杉　美穂子	平26. 6. 28	令 4. 6. 28 ～令 8. 6. 27
委　　員	廣津留　すみれ	令 3. 5. 14	令 6. 7.　9 ～令10. 7.　8
委　　員	岡　田　史　絵	令 5. 7. 14	令 5. 7. 14 ～令 9. 7. 13
委　　員	林　　新太郎	令 7. 7.　8	令 7. 7.　8 ～令11. 7.　7

2　組織機構と事務分掌

教育長 ― 教育委員会

教育部

教育総務課	総務担当班	教育行政の重要な施策の企画、事務局内の総合連絡調整、教育委員会の会議・儀式・表彰、陳情・請願、秘書・渉外、文書の収受、公印の保管、予算編成の総括、予算執行経理の審査、財務統計調査、物品調達の総括、相談窓口に関すること
	人事給与担当班	市費職員の給与、職員（教職員を除く）の研修・任免・服務・人事・福利厚生、職員団体に関すること
学校教育課	庶務担当班	予算編成・予算執行、教科用図書の給与、学校図書館図書の整備、教職員の福利厚生に関すること
	指導担当班	学校教育活動の願い・届・報告、学校の教育課程・学習指導・進路指導、教科用図書の採択、教材の取扱い、学校教育に係る研究・指導、教育研究団体、学校における国際理解教育等に関すること（すべて幼稚園に係るものを除く）
	教職員担当班	教職員の服務・人事に関すること
	英語教育推進室	英語教育に係る調査・研究、指導・助言、授業展開、小中学校間の連携及び外国語指導助手に関すること
児童生徒支援課	就学支援担当班	児童生徒の入学、転学、就学奨励及び就学援助、奨学資金、児童生徒・学級等の統計調査、通学区域に関すること
	生徒指導・いじめ防止担当班	生徒指導、いじめ防止等、学校問題解決支援チーム、通学路・交通安全教育に関すること
	不登校対策担当班	不登校児童生徒等の支援等、教育支援教室に関すること
学校施設課	管理担当班	学校施設の管理・使用許可・使用料・賃借・寄附採納、図書を除く学校物品の整備、学校予算の経理に関すること、学校の適正配置に関すること
	施設担当班	学校施設の設置・変更・廃止に係る企画立案、学校設備の保守管理、学校施設の新設・増改築・営繕に関すること
体育保健課	学校保健担当班	学校保健・学校保健安全の指導、学校医等に関すること
	学校体育担当班	学校体育・部活動・中学校体育連盟・防災教育に関すること
	給食運営指導担当班	学校給食の運営・指導、学校給食の設備の管理、食育の推進に関すること
	給食費会計管理担当班	学校給食費の徴収管理、滞納整理に関すること
	学校給食共同調理場	
人権教育推進課		人権教育の計画・調整・指導助言に関すること
社会教育課	庶務担当班	予算編成・予算執行、社会教育施設の設置・廃止に関すること
	生涯学習支援担当班	生涯学習の推進、成人教育、視聴覚教育その他情報教育、社会教育における人権高揚の取組、社会教育関係団体への助言・育成、芸術文化の振興、芸術文化団体への助言・育成、社会教育委員に関すること、社会教育統計調査に関すること
	地域子ども育成担当班	地域におけるこどもの活動支援、地域の教育力向上に関すること、家庭教育、青少年教育に関すること
	大分市民図書館　のつはる少年自然の家　エスペランサ・コレジオ 関崎海星館　河原内陶芸楽習館　ふれあい交流宿舎のつはる西部の楽校	
文化財課	管理庶務担当班	予算管理、契約事務、庶務に関すること
	史跡整備担当班	大友氏遺跡の公有化、大友氏遺跡の整備・活用・管理に関すること
	文化財活用推進担当班	大友氏遺跡の情報発信、市内所在文化財の情報発信に関すること
	文化財保護調整担当班	文化財の保護と維持管理・保存修理等（帆足本家酒造蔵等）、埋蔵文化財の届出・保護の調整・調査・活用に関すること
	歴史資料館 （埋蔵文化財保存活用センター）	歴史資料館の管理運営、歴史学習のための体験・講座等の実施、歴史資料等の調査・研究・収集・保管、特別展示及びテーマ展示、埋蔵文化財保存活用センターの管理運営に関すること
大分市教育センター	総務担当班	予算編成・予算執行、文書の収受・公印の管理、施設の維持管理に関すること
	研修担当班	教職員の研修、各種教育情報の調査・研究、開発・発信に関すること
	情報教育担当班	校務用・教育用パソコンの管理運営、情報教育に関すること
	教育相談担当班	教育相談、教職員からの相談に関すること
	特別支援教育推進室	特別支援学級及び通級指導教室の運営、特別支援教育に係る教職員の研修、特別な支援を必要とする児童生徒の適正就学、特別な支援を必要とする児童生徒等に対する指導及び支援に関すること
大分市美術館 美術振興課	総務担当班	美術館等の施設・設備の維持管理・使用許可、美術館協議会に関すること
	学芸担当班	美術品及び美術に関する資料の収集・保管・展示、専門的な調査・研究に関すること
	広報普及担当班	美術の教育・普及、広報に関すること

小学校（55校（うち分校1校）　**中学校**（28校(うち分校2校)）　**義務教育学校**（1校）

※平成21年度より公民館の管理及び運営に関する事務は、市長事務部局市民部市民協働推進課が補助執行により行っている。
※平成29年度より幼稚園に関する事務は、市長事務部局子どもすこやか部が補助執行により行っている。
※平成29年度より市民スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、市長事務部局企画部スポーツ振興課が所管している。

3　令和7年度　市費職員配置数（教育長除く）

（令和７年４月１日現在）

		教育総務課	学校教育課	児童生徒支援課	学校施設課	体育保健課	人権教育推進課	社会教育課	文化財課	大分市教育センター	美術振興課	東部共同調理場	西部共同調理場	市民図書館	エスペランサ・コレジオ	のつはる少年自然の家	歴史資料館	小学校	中学校	義務教育学校	計	女性内数
部長・教育監・審議監		2																			2	
次長・副館長								1													1	
参事																						
課長・所長・館長・政策監		1	1	1	1	1	1		2	1	2										11	1
校長																						
参事・館長・室長		1	2	1	1	1	1	1	2	1	4	1	1				1				18	3
参事補・主幹		2	6	4	3	7	2	2	6	4	1		1	1	1		5				45	17
室長・場長・所長			1							1						1		2	2		7	3
副校長																						
主査・専門員・次長等		4	3	2	6	6	1	5	2	5	3	3	3	2			1	8	2		56	30
事務員	主任	2	1	2	5	3		1	7	6	2	1		3		2					35	17
	主事	2	1	2	3	2		2	3		2						2				19	7
	事務員		1		1																2	1
指導主事			11	4		1	2	1		8						2					29	9
社教主事																						
社教主事補																						
技術員	主任																					
	技師																					
	技術員																					
社会体育主事																						
教諭																						
養護教諭																						
栄養士						1															1	1
汽缶士																						
運転者	主任																					
	技師補																					
	運転者																					
作業員	主任																					
	作業監督																					
	作業員																					
学校主事	主任																	3	4		7	4
	学校主事																	2			2	1
	学校主事補																	5	1		6	3
用務員	主任																					
	用務職員																					
	用務員																					
調理員	主任																	26			26	22
	給食調理員																	13			13	12
	給食調理員																	6			6	5
合計		14	27	16	20	22	7	13	22	26	14	5	5	6	1	5	9	65	9		286	136
女性内数		5	7	4	5	11	3	6	7	12	6	3	4	4			1	53	5		136	

4　大分市教育ビジョン2029（2025（令和7）年度～2029（令和11）年度）

⑴　基本理念

未来を創る人を育み、一人一人の幸せにつながる教育

未来に向けて自らが社会の創り手となり、変化の激しい時代をたくましく生き抜く人材を社会全体で育成します。

また、一人一人の個性と人権が尊重され、誰もが生涯にわたって学び、文化・芸術・スポーツに親しみ、ともに成長し合い、幸せを実感できる社会を目指します。

⑵　基本理念の実現に向けて

①　６つの基本方針

大分市教育ビジョンの基本理念の実現に向け、６つの基本方針を定め、計画を推進します。

基本方針１　生きる力を育む学校教育の充実

幼児期の教育から小学校・中学校教育、その先の学校や社会との連携・接続を図りつつ、「確かな学力」「豊かな人間性と社会性」「健やかな心身」をバランスよく育成するとともに、未来に向けて自らが社会の創り手となり、変化の激しい時代をたくましく生き抜く人材を育成します。

基本方針２　こどもたちの学びを支える教育環境の充実

複雑化・多様化する課題に対応するための相談支援体制の充実や障がいのあるこども等の教育ニーズに対応するインクルーシブ教育システムの実現など、誰一人取り残されない学びの保障に向けて取り組むとともに、こどもたちの安全を守るための環境整備や教職員の資質能力とウェルビーイングの向上により、学びの土壌や環境を良い状態に保つことで、こどもたちに質の高い学びの場を提供します。

基本方針３　社会教育の推進と生涯学習の振興

市民一人一人のウェルビーイング実現に向けて、誰もが生涯にわたって、社会を生き抜く上で必要な力を身に付けることができる環境づくりを進めるとともに、学校、家庭、地域の連携・協働を推進し、地域全体でこどもたちの学びや成長を支える仕組みを構築します。

基本方針４　個性豊かな文化・芸術の創造と発信

文化・芸術に親しみ触れ合うことができる環境づくりを推進するとともに、地域に受け継がれてきた文化財や伝統文化等の魅力ある文化・芸術資源を幅広い分野で活用することのできるまちづくりを進めます。

基本方針５　スポーツの振興

市民の誰もが身近な場所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できるよう、生涯スポーツの推進、競技スポーツの振興、指導・支援する人材の育成に努めます。また、スポーツがもたらす社会的・経済的効果を活用したまちづくりを推進します。

基本方針６　人権を尊重する社会づくりの推進

全ての人々の人権が尊重され、多様性を認め合い、相互に共存し得る豊かな社会の実現に向け、あらゆる差別の解消を目指し、様々な人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性を育む教育・啓発の推進に努めます。

※「基本方針５　スポーツの振興」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づき、2017（平成29）年度よりスポーツ振興に関する事務を、教育委員会の職務権限から市長の職務権限に移管しています。

② ２つの視点＜「縦の接続」と「横の連携」＞

本市では、基本方針に基づく施策を総合的に推進する上から、「縦の接続」と「横の連携」の視点による、つなぎ・つながる教育の展開を図ります。

「縦の接続」

○学校教育段階はもとより生涯学習社会の実現の観点から、一人一人が、よりよく生きるための意欲と力を生涯にわたって高め、豊かなものにしていくことが大切です。

○家庭教育と幼児教育、幼児教育と小学校、小学校と中学校など、それぞれの教育の役割や校種ごとの目標の達成に留意しながら、円滑な接続を図ることが大切です。

「横の連携」

○社会全体で連携・協働して教育に取り組むことは、一人一人の主体的な参画によるコミュニティづくりや、よりよい社会づくりに資する上から重要です。

○社会の様々な世代の人々や組織等が多様な形態で教育に関わることは、働くことや、社会とつながり社会に参画することの意義を身をもってこどもたちに示し、将来に向けてその視野を広げ、生きる意欲を高めることにもつながります。

⑶ 計画の期間

基本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの５年間としています。

⑷ 指標

本計画において、学校、家庭、地域と行政が連携・協働して取り組む様々な具体的施策の進捗について、市民に分かりやすく示すため、計画の最終年度である2029（令和11）年度を目標とする指標を基本方針毎に設定しています。なお、指標の数値は、年間の数値とし、基準値は、2023（令和５）年度又は2024（令和６）年度の数値とします。

⑸ 点検・評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、本計画に示した具体的施策について年度ごとにその進捗状況を点検・評価し、各施策の展開の仕方について、必要な見直しを図ります。

⑹ 重点施策の体系

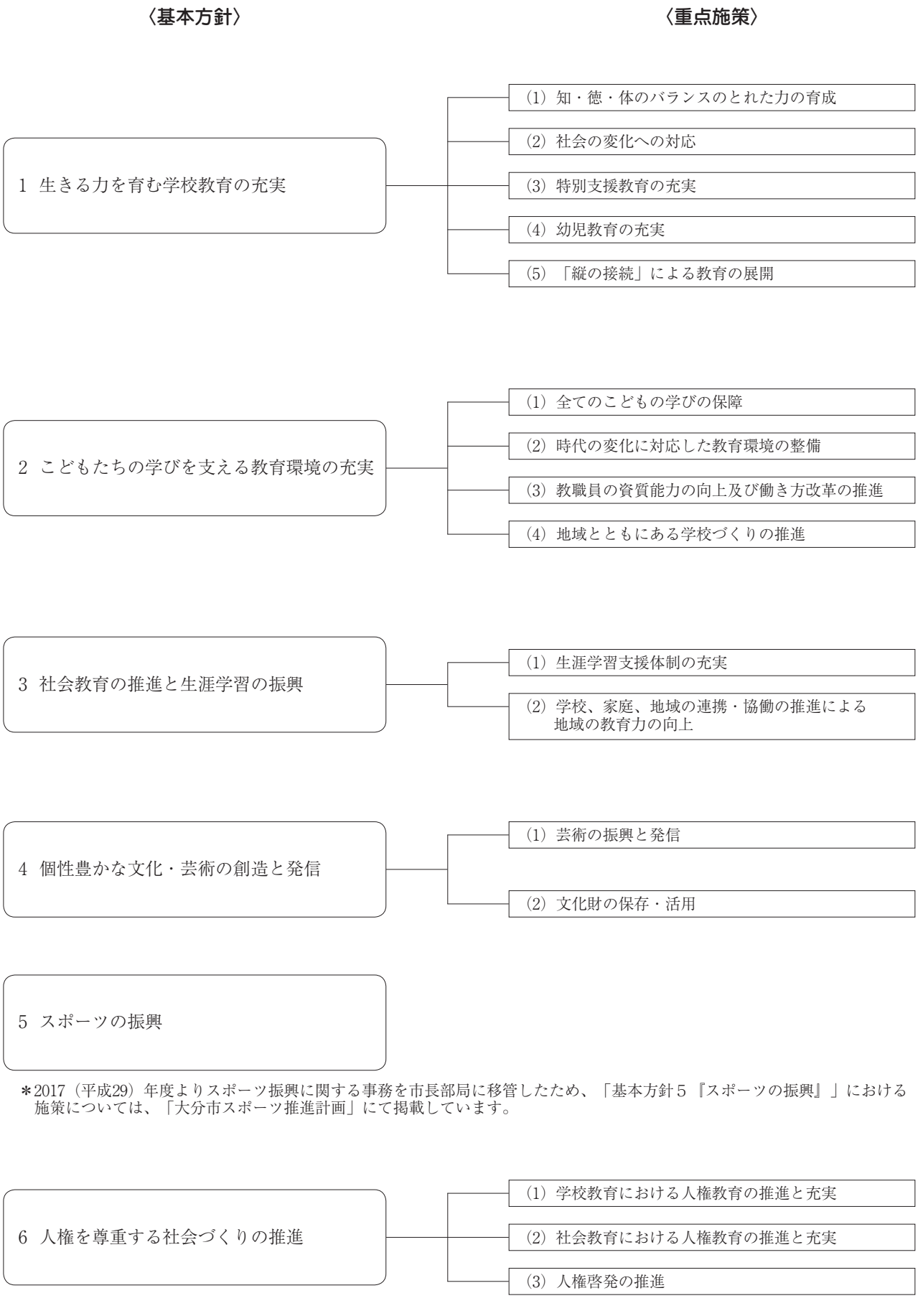

＊2017（平成29）年度よりスポーツ振興に関する事務を市長部局に移管したため、「基本方針５『スポーツの振興』」における施策については、「大分市スポーツ推進計画」にて掲載しています。

5　大分市教育大綱（令和７年度～令和11年度）

⑴　大綱策定の趣旨

教育大綱は、2014（平成26）年６月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地域住民の意向をより一層反映するとともに、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、教育行政に関する目標や施策の根本となる方針を地方公共団体の長が総合教育会議の場において教育委員会と協議して定めるものです。

⑵　基本理念

「未来を創る人をはぐくみ、一人ひとりの幸せにつながる教育」

未来に向けて自らが社会の創り手となり、変化の激しい時代をたくましく生き抜く人材を社会全体で育成します。

また、一人ひとりの個性と人権が尊重され、誰もが生涯にわたって学び、文化・芸術・スポーツに親しみ、ともに成長し合い、幸せを実感できる社会を目指します。

⑶　基本方針

基本理念の実現に向け、教育行政を総合的に推進するための６つの基本方針を定めます。

基本方針１　生きる力をはぐくむ学校教育の充実
基本方針２　こどもたちの学びを支える教育環境の充実
基本方針３　社会教育の推進と生涯学習の振興
基本方針４　個性豊かな文化・芸術の創造と発信
基本方針５　スポーツの振興
基本方針６　人権を尊重する社会づくりの推進

⑷　10の目標

「基本方針」に基づき、教育、学術及び文化・スポーツ等の進行に関する「10の総合的な施策の目標」を定め、施策を推進します。

目標１　次代を担う人材育成
目標２　「縦の接続」の視点による教育の展開
目標３　学びのセーフティネットの構築
目標４　質の高い学びを実現する教育環境の整備
目標５　生涯学習支援体制の充実
目標６　こどもの健全育成と地域の教育力向上
目標７　文化・芸術を生かしたまちづくり
目標８　スポーツを通じた地域活性化
目標９　人権尊重を基盤とした教育の推進と充実
目標10　人権尊重社会の実現に向けた人権啓発の推進